



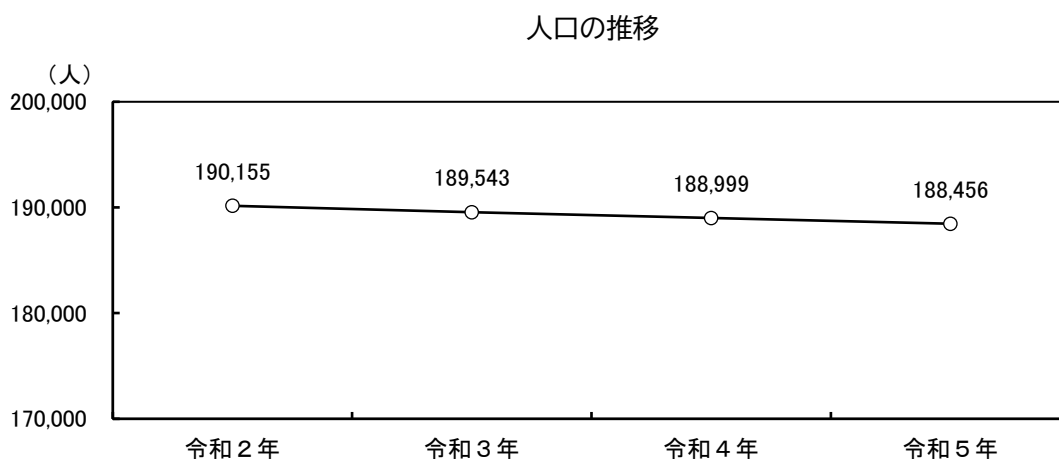
第2章

障害のある人を取り巻く現状

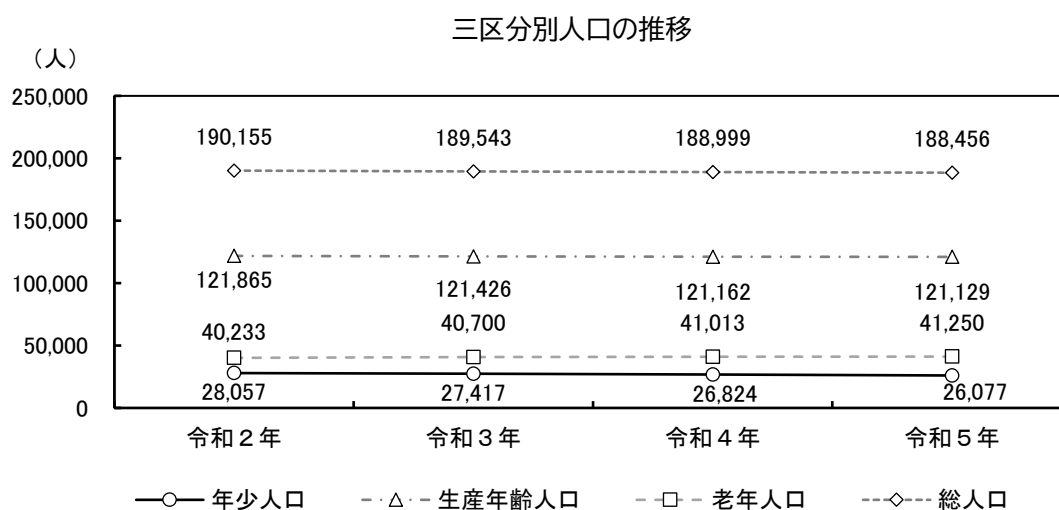
1 市の人口推移

(1) 市の総人口の推移

本市の総人口は、年々減少しています。また、年少人口（15歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

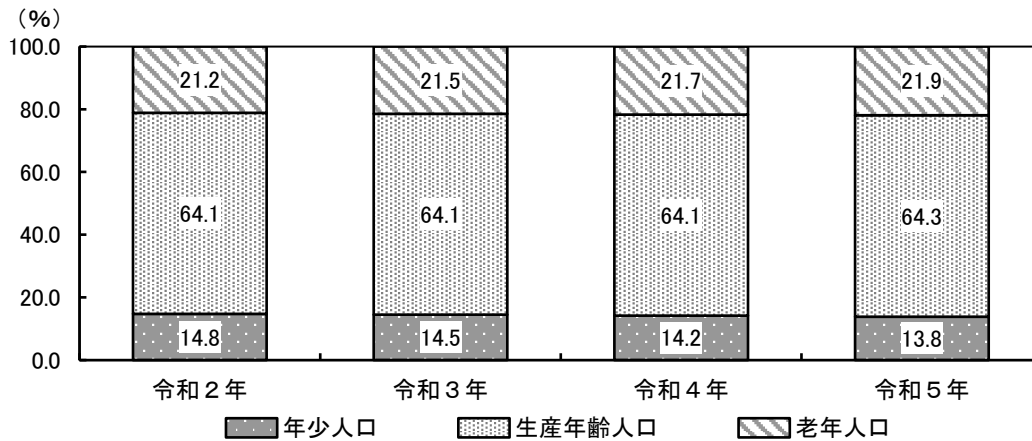


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

三区分別人口の割合の推移

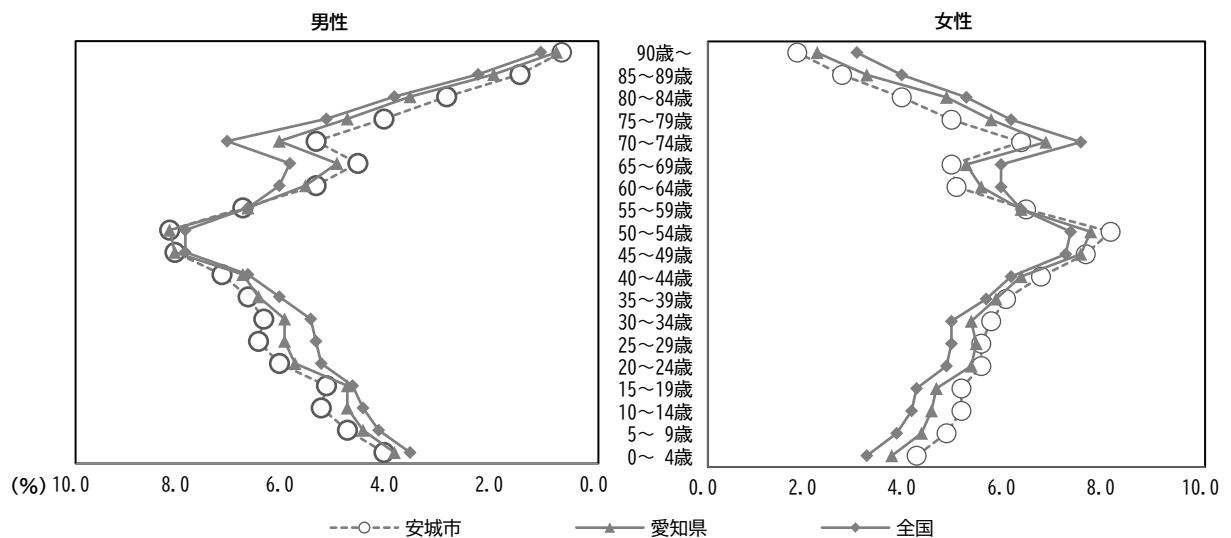


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 人口の構成

人口の構成を見ると、全国及び愛知県と比べて、本市は59歳以下の割合が概ね高く、60歳以上の割合は概ね低くなっています。

人口の構成（5歳区分）



資料：総務省「住民基本台帳」※令和5（2023）年1月1日現在

Ⅱ 2 障害のある人の現状

(1) 各手帳の所持者数と総人口に占める割合

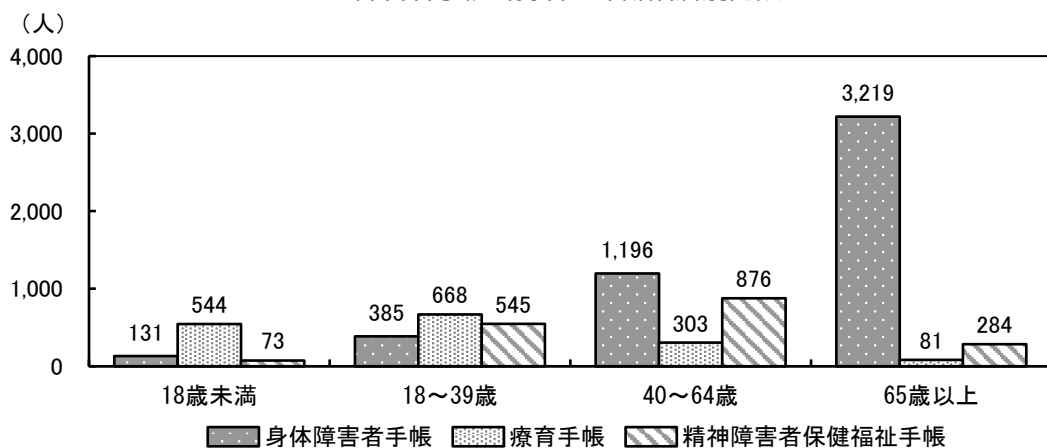
本市の各手帳所持者数の推移について、身体障害者手帳は横ばいから減少傾向にありますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。令和5年（2023年）4月1日現在、市民の約38人にひとりが身体障害者手帳を、118人にひとりが療育手帳を、106人にひとりが精神障害者保健福祉手帳を所持している計算になります。

過去5年間の総人口の増加割合が、0.2%減少であるのに対し、手帳所持者は7.9%増となっています。

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計	総人口に占める割合
令和元年度	5,010 人	1,361 人	1,323 人	7,694 人	4.07%
令和2年度	4,979 人	1,410 人	1,475 人	7,864 人	4.13%
令和3年度	4,986 人	1,437 人	1,524 人	7,947 人	4.18%
令和4年度	4,973 人	1,526 人	1,662 人	8,161 人	4.31%
令和5年度	4,931 人	1,596 人	1,778 人	8,305 人	4.40%

各年度4月1日現在

障害者手帳所持者の年齢階層別内訳



令和5年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

① 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

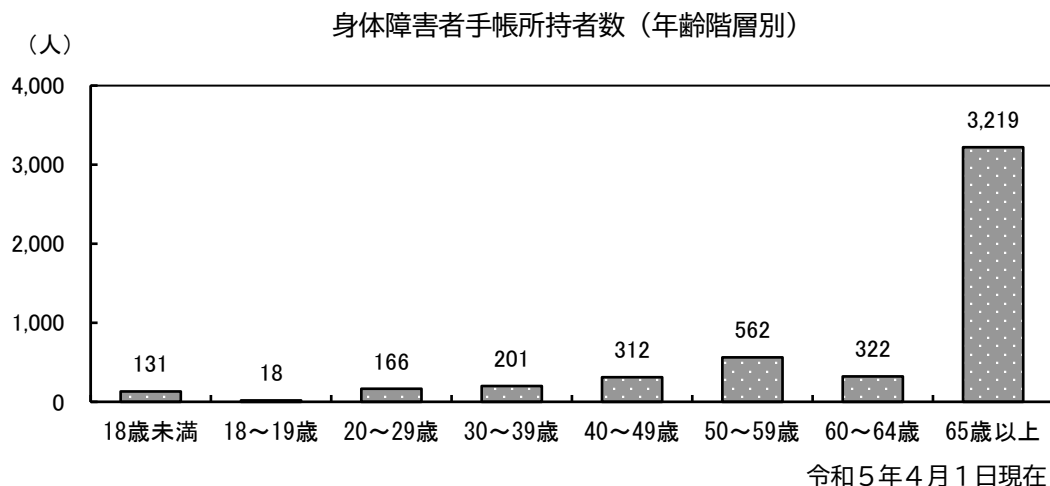
身体障害者手帳の所持者は、高齢者（65歳以上）が全体の65.3%を占めています。

単位：人

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴・平	音・言	肢体	内部
18歳未満	53	33	27	6	4	8	131	6	19	0	87	19
18～19歳	6	4	4	3	0	1	18	1	2	0	11	4
20～29歳	53	52	33	10	12	6	166	9	50	0	75	32
30～39歳	58	47	43	30	13	10	201	12	43	1	93	52
40～49歳	100	80	61	42	19	10	312	18	46	0	150	98
50～59歳	173	101	116	89	48	35	562	39	56	3	271	193
60～64歳	87	59	74	60	25	17	322	15	23	4	186	94
65歳以上	872	459	833	772	145	138	3,219	173	254	30	1,427	1,335
合計	1,402	835	1,191	1,012	266	225	4,931	273	493	38	2,300	1,827
うち65歳未満	530	376	358	240	121	87	1,712	100	239	8	873	492
うち65歳以上	872	459	833	772	145	138	3,219	173	254	30	1,427	1,335
65歳未満の割合(%)	37.8	45.0	30.1	23.7	45.5	38.7	34.7	36.6	48.5	21.1	38.0	26.9
65歳以上の割合(%)	62.2	55.0	69.9	76.3	54.5	61.3	65.3	63.4	51.5	78.9	62.0	73.1

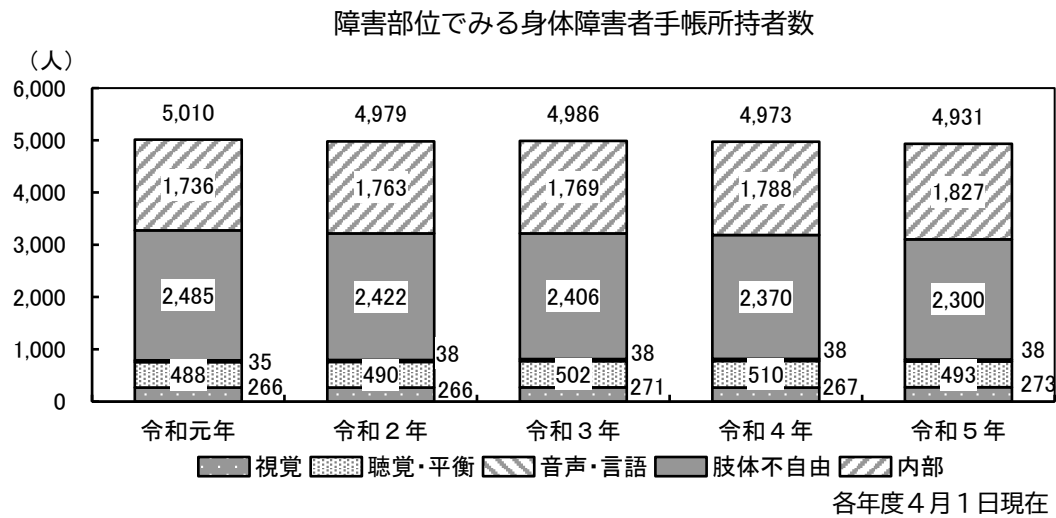
※ 障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴・平」は聴覚・平衡機能障害、「音・言」は音声・言語障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ（重複している）人については、代表的な障害部位で計上しています。

令和5年4月1日現在



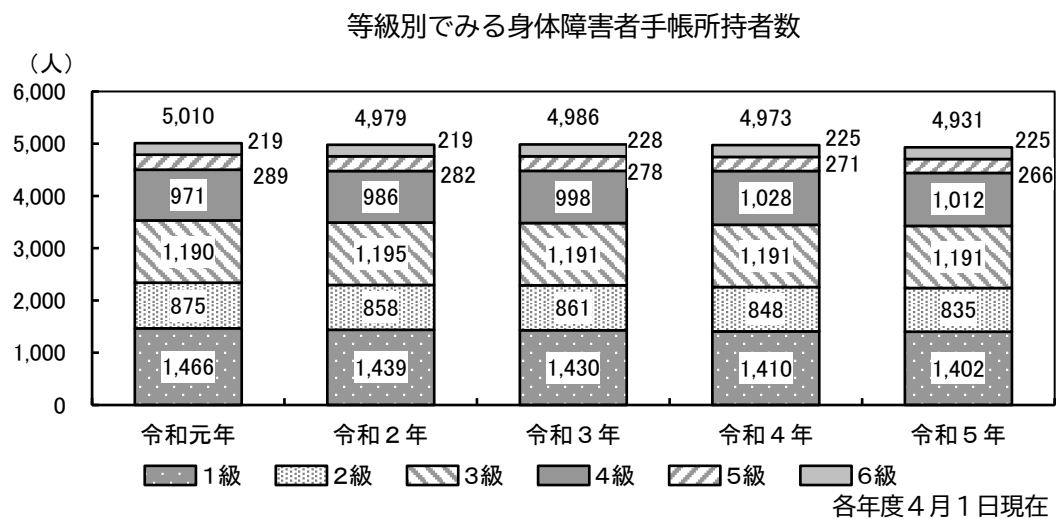
② 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

障害部位の推移を見ると、「肢体不自由」は減少、「内部」は増加しています。



③ 等級別でみる身体障害者手帳所持者数

等級別の推移を見ると、割合に目立った差異は見られません。



(3) 療育手帳所持者数の状況

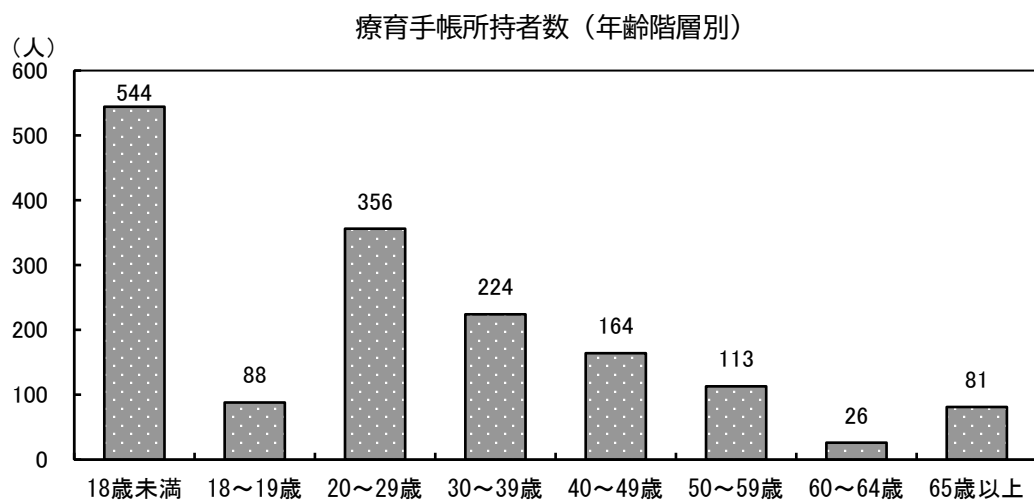
① 年齢階層でみる療育手帳所持者数

18歳未満の割合が全体の34.1%を占めており、早期発見・早期療育に努めていることもあり、療育手帳の取得数が年々増加しています。

単位：人

区分	判定別			計
	A	B	C	
18歳未満	161	120	263	544
18～19歳	21	28	39	88
20～29歳	150	86	120	356
30～39歳	73	70	81	224
40～49歳	76	50	38	164
50～59歳	56	43	14	113
60～64歳	8	13	5	26
65歳以上	44	33	4	81
合計	589	443	564	1,596

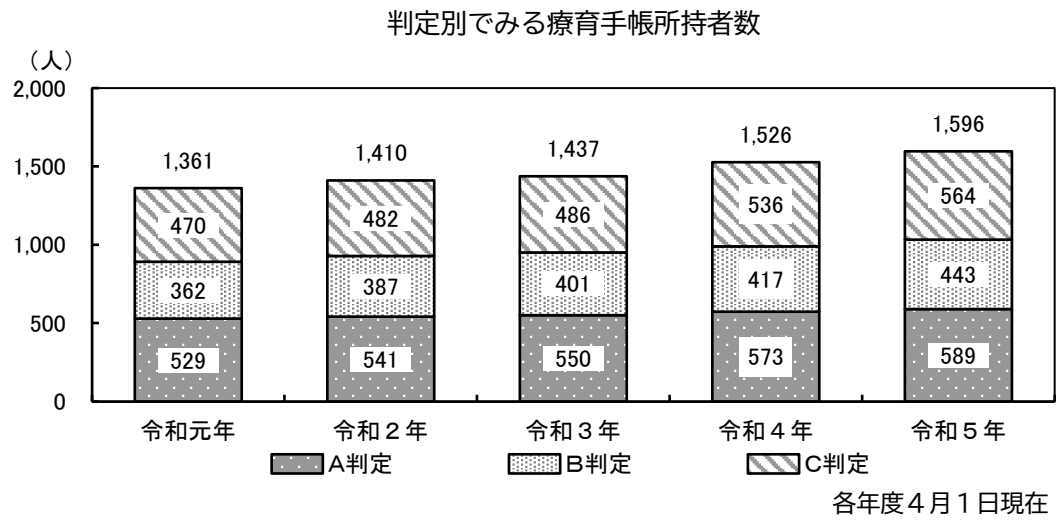
令和5年4月1日現在



令和5年4月1日現在

② 判定別でみる療育手帳所持者数

判定別の推移を見ると、いずれの判定も増加しています。



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

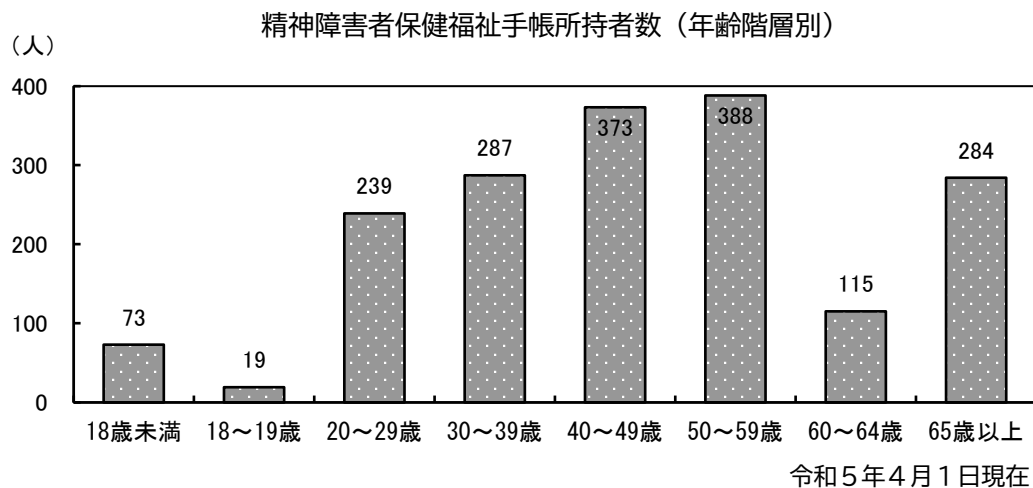
① 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

20～59歳の所持者数が全体の72.4%を占めており、特に40歳代、50歳代の所持者数が多くなっています。

単位：人

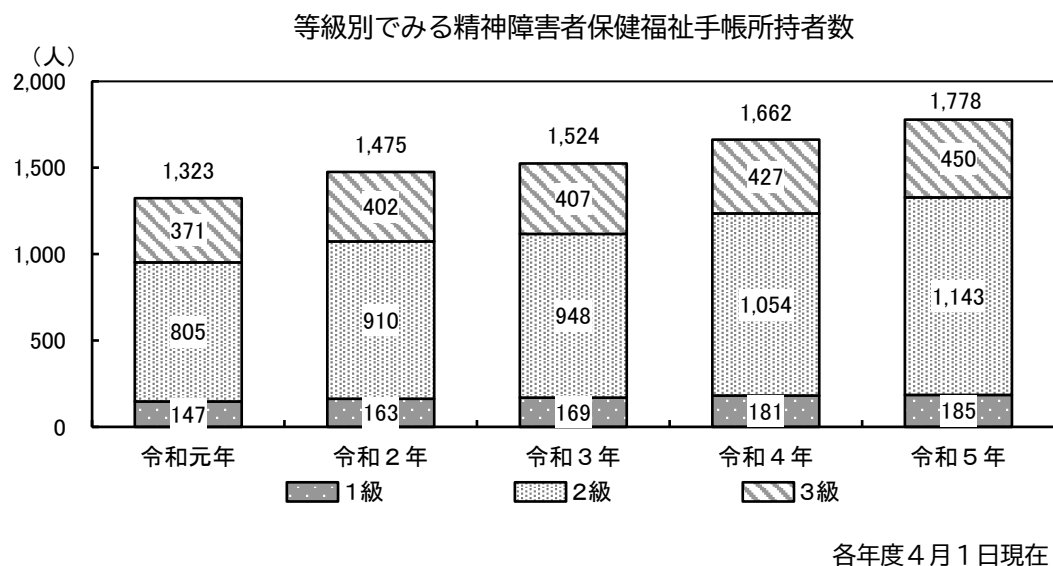
区分	等級別			計
	1級	2級	3級	
18歳未満	1	50	22	73
18～19歳	0	14	5	19
20～29歳	16	161	62	239
30～39歳	20	178	89	287
40～49歳	23	244	106	373
50～59歳	30	254	104	388
60～64歳	18	72	25	115
65歳以上	77	170	37	284
合計	185	1,143	450	1,778

令和5年4月1日現在



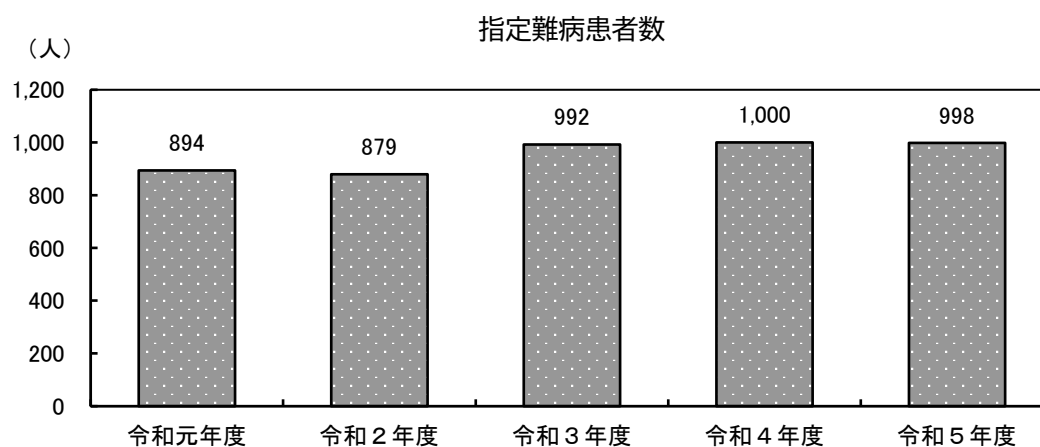
② 等級別でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しています。



(5) 難病患者等の状況

障害者総合支援法において対象となる疾病が定められていますが、その数は令和5年（2023年）4月1日現在で366疾病です。対象となる疾病の患者数は把握できないため、代わりに、難病の患者に対する医療等に関する法律における医療費助成の対象となる疾患（令和5年（2023年）4月時点で333疾病）の患者数を掲載します。



資料：衣浦東部保健所（各年度4月1日現在）

3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

本市にお住まいの障害のある人及び障害のある子どもの親を対象に、生活状況や福祉サービスの利用実態、要望等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とすることを目的として実施しました。

② 調査対象

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児
調査対象の区分	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）所持者	18歳以上の特定医療費（指定難病）受給者証所持者	18歳未満の障害者手帳所持児童又は児童発達支援等のサービスを利用している児童
配布数	600 通	500 通	575 通	75 通	250 通
	1,750 通				

※65歳以上の人は障害福祉サービス等受給者のみを対象としています。

③ 調査期間

令和4年（2022年）12月20日～令和5年（2023年）1月12日

④ 調査方法

郵送送付・郵送回収

⑤ 回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上	1,750 通	1,017 通	58.1%
18歳未満	250 通	160 通	64.0%

⑥ その他

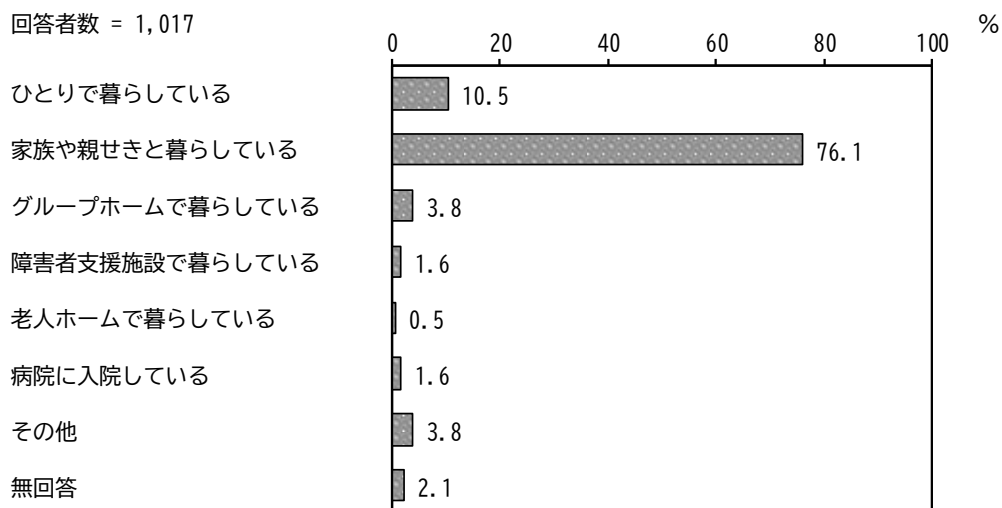
%表示のところは複数回答可でなくても合計が100%にならないことがあります。

(2) 調査結果

調査結果の主なものを掲載します。

① 18歳以上対象調査

問10 現在どのように暮らしていますか。



問11 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

『外出』『お金の管理』で「全部介助が必要」の割合が高くなっています。

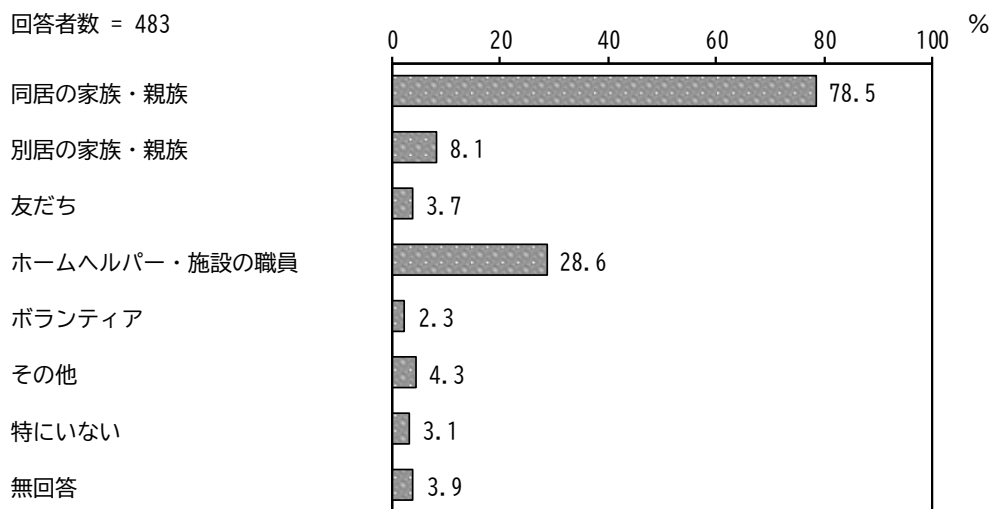
単位：%

区分	回答者数 (件)	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答
①食事	1,017	80.8	12.8	3.9	2.5
②トイレ	1,017	84.2	7.8	5.8	2.3
③入浴	1,017	77.9	11.6	8.2	2.4
④外出	1,017	61.8	21.0	14.5	2.7
⑤お金の管理	1,017	59.5	19.2	18.6	2.8
⑥家族以外の人との会話	1,017	69.3	19.4	7.8	3.5

問１１－１ 介助してくれるのはだれですか。（複数回答可）

（問１１で一つでも「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した人が対象）

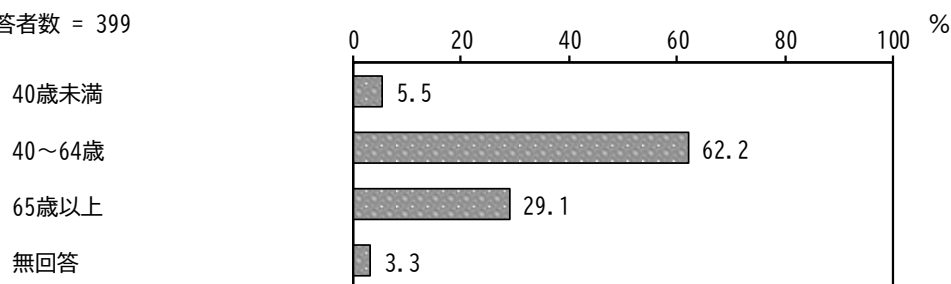
回答者数 = 483



問１１－２ 介助する家族・親族の年齢

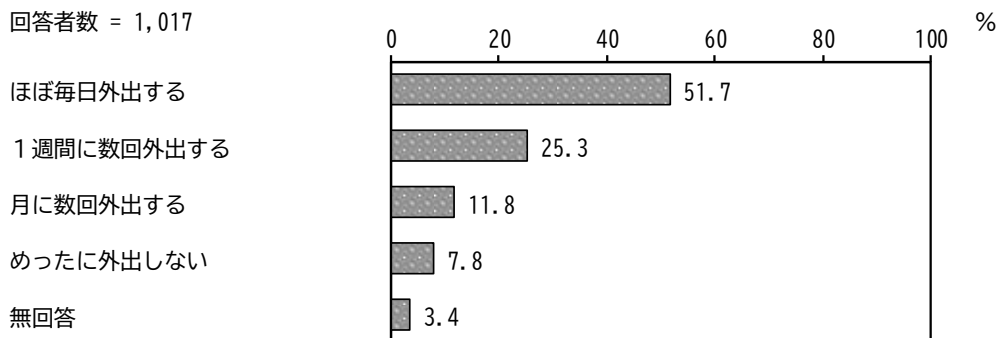
（問１１－１で「同居の家族・親族」「別居の家族・親族」と回答した人が対象）

回答者数 = 399



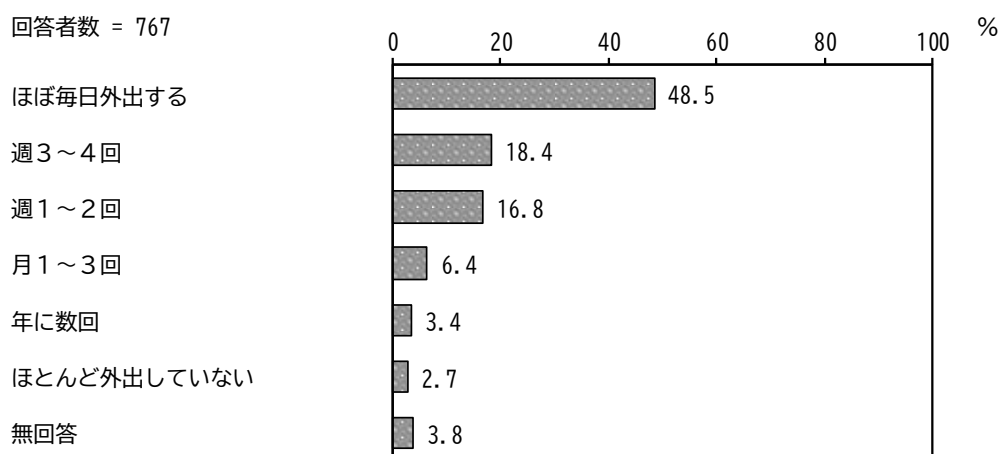
問１２ あなたはどの程度外出しますか。

回答者数 = 1,017



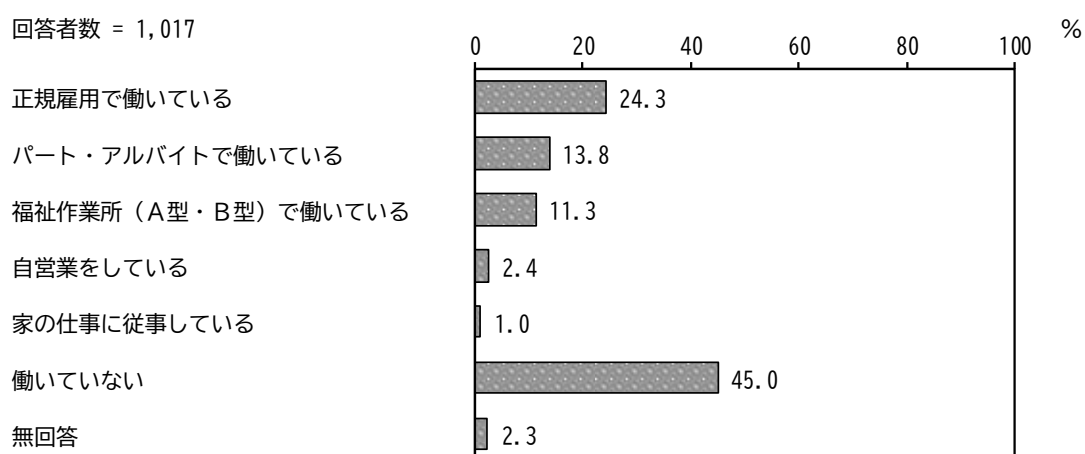
【参考 平成28年度（2016年度）調査】

回答者数 = 767



問14 現在収入を得て働いていますか。

回答者数 = 1,017



【性別】

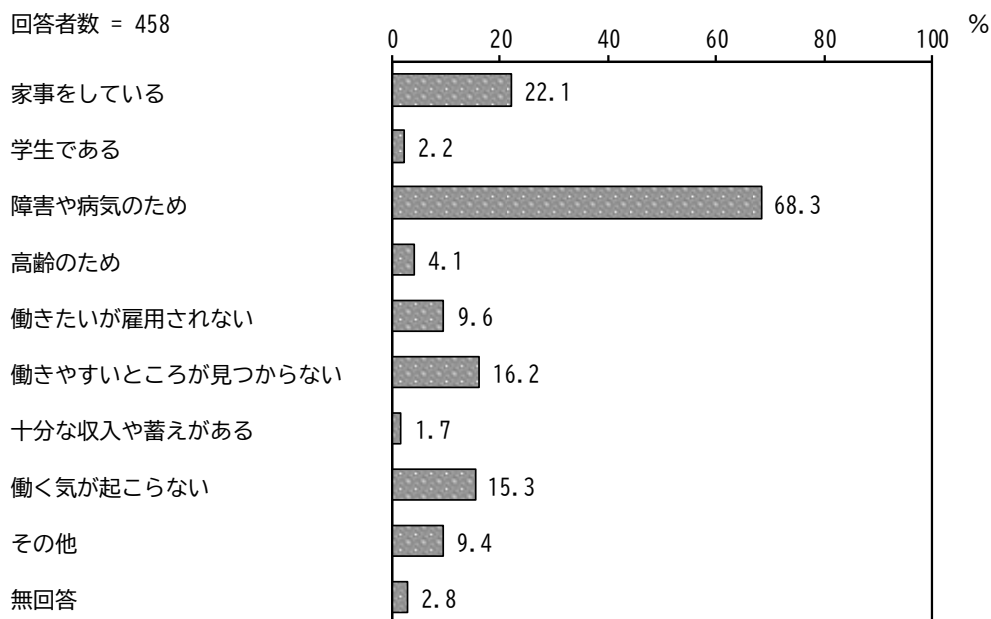
単位：%

区分	回答者数（件）	正規雇用で働いている	パート・アルバイトで働いている	福祉作業所（A型・B型）で働いている	自営業をしている	家の仕事に従事している	働いていない	無回答
全 体	1,017	24.3	13.8	11.3	2.4	1.0	45.0	2.3
男性	569	34.8	10.4	10.5	3.5	0.7	38.0	2.1
女性	428	11.2	18.5	12.4	0.9	1.4	54.0	1.6
回答したくない	13	7.7	15.4	15.4	—	—	53.8	7.7
性別無回答	7	—	—	—	—	—	57.1	42.9

問１４－１ 働いていない理由は何ですか。（複数回答可）

（問１４で「働いていない」と回答した人が対象）

回答者数 = 458



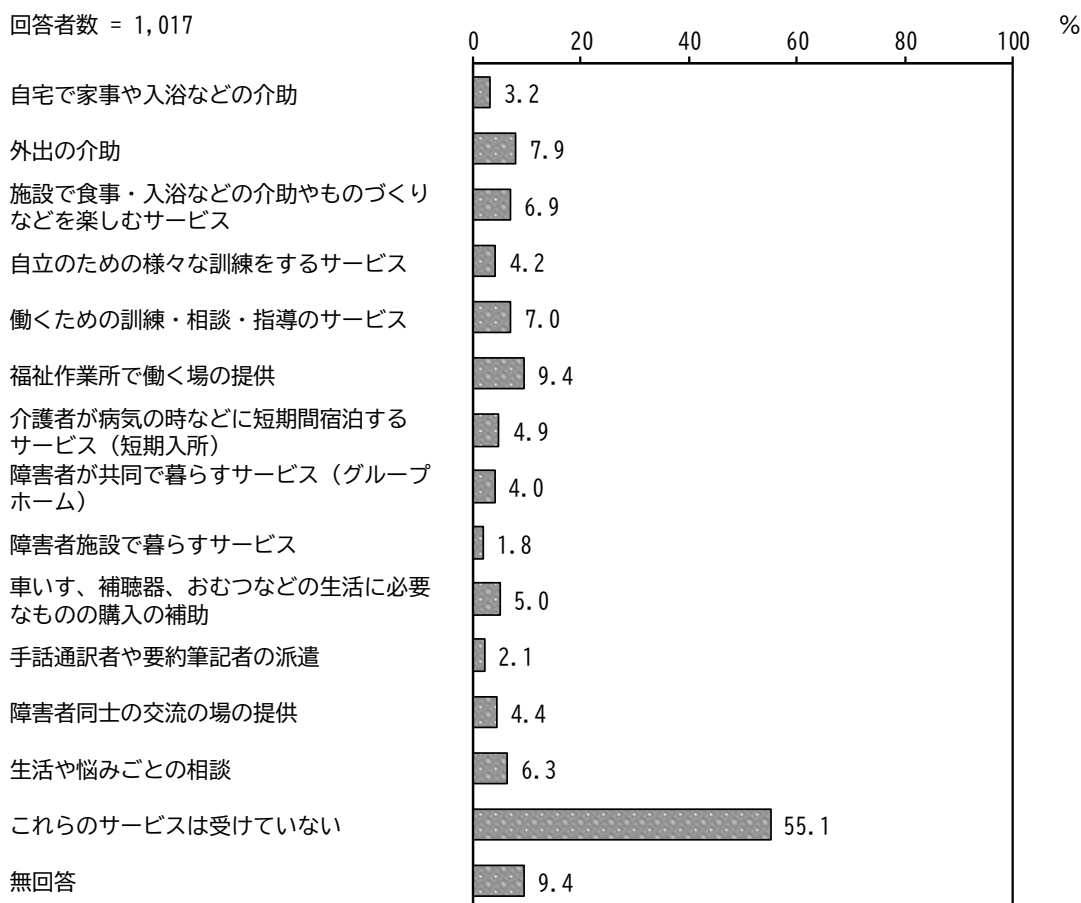
【障害種別】

単位：％

区分	回答者数（件）	家事をしている	学生である	障害や病気のため	高齢のため	働きたいが雇用されない	働きやすいところが見つからない	十分な収入や蓄えがある	働く気が起こらない	その他	無回答
全 体	458	22.1	2.2	68.3	4.1	9.6	16.2	1.7	15.3	9.4	2.8
身体障害のある人	208	17.8	1.4	76.9	3.4	7.2	8.7	1.4	9.1	4.3	1.9
知的障害のある人	115	5.2	5.2	66.1	1.7	7.0	7.0	—	7.0	12.2	6.1
精神障害のある人	178	21.3	0.6	79.2	2.2	14.6	24.2	1.1	23.0	10.1	1.1
難病患者	59	28.8	—	71.2	8.5	8.5	18.6	—	3.4	3.4	—

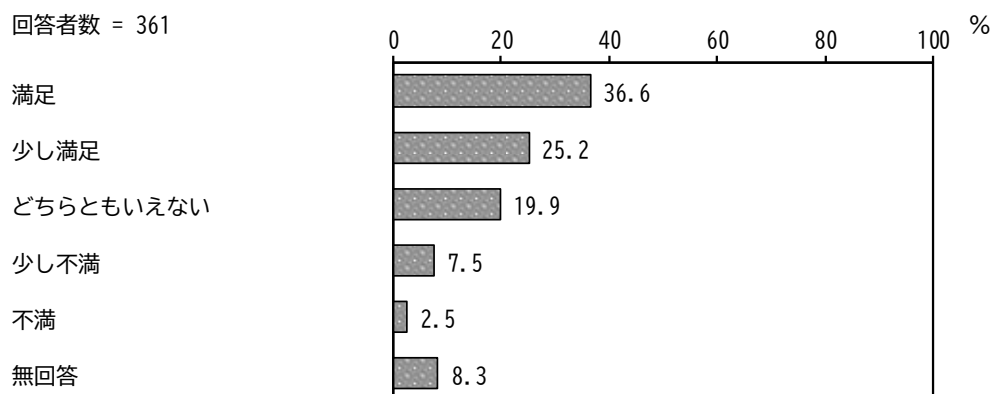
※区分の重複あり

問１５ あなたは次のサービスを受けていますか。（複数回答可）



問１５－１ そのサービスにどれくらい満足していますか。

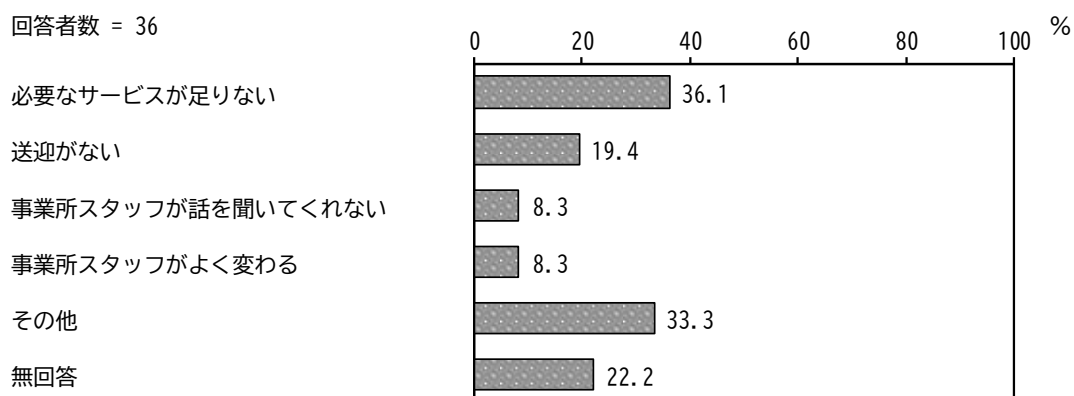
（問１５で「これらのサービスは受けていない」以外に回答した人が対象）



問１５－２ そのサービスに不満な理由は何ですか。（複数回答可）

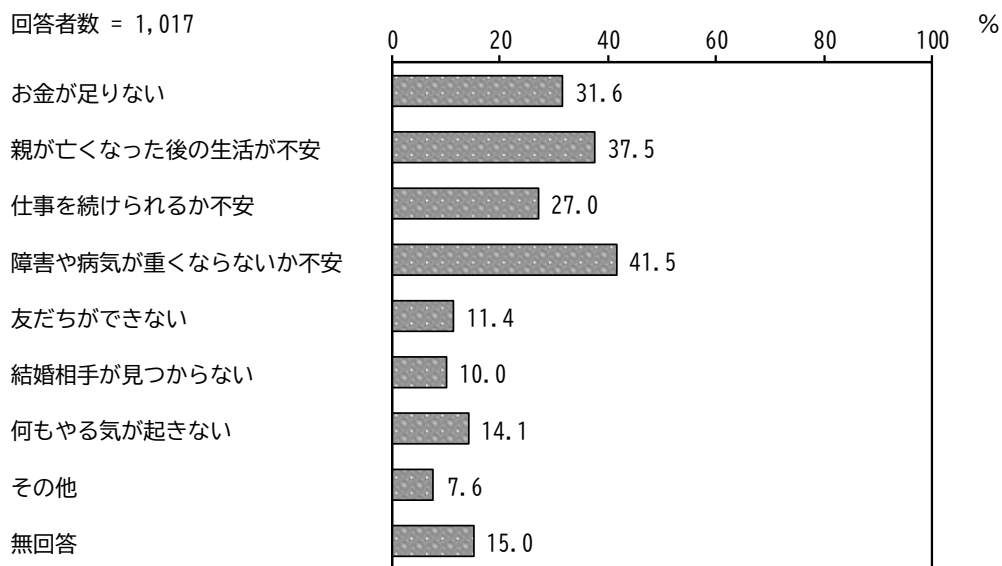
（問１５－１で「少し不満」又は「不満」に回答した人が対象）

回答者数 = 36



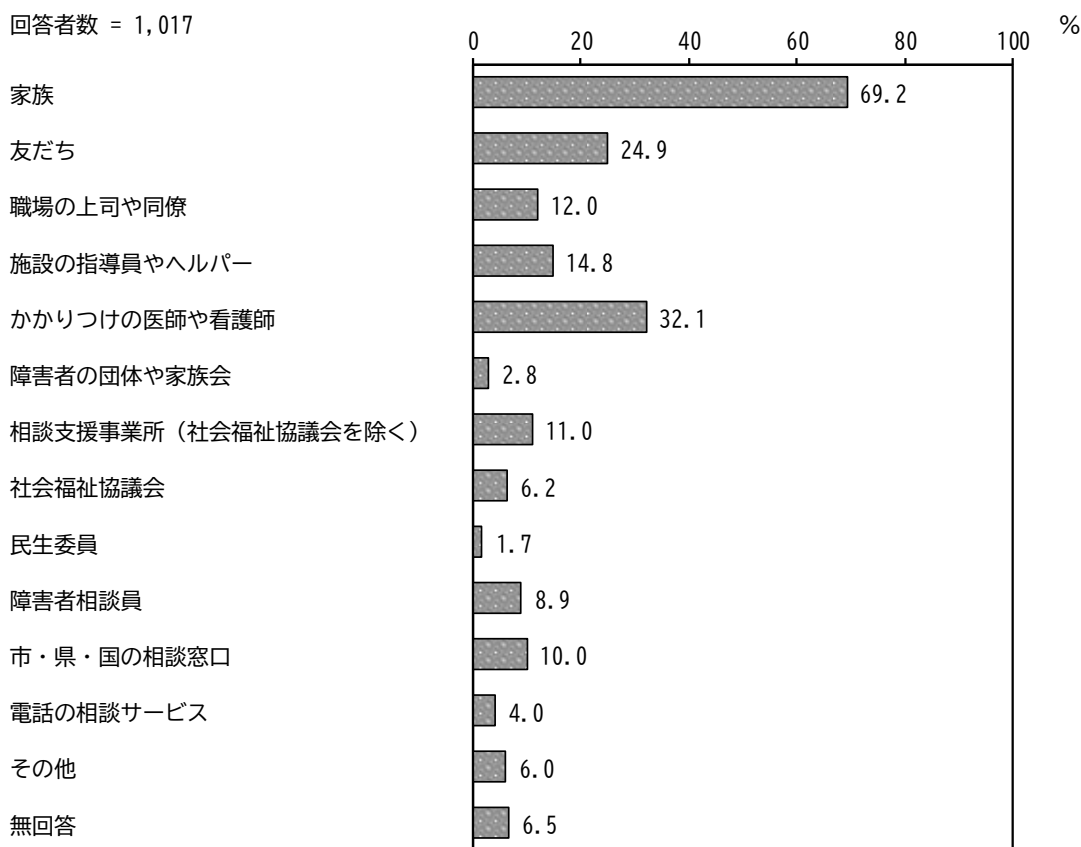
問１６ 現在不安なことや困っていることはありませんか。（複数回答可）

回答者数 = 1,017



問１７ 悩みや困りごとがあったらだれ（どこ）に相談したいと思いますか。
（複数回答可）

回答者数 = 1,017



問２６ 障害福祉サービス等へのご意見・ご要望がございましたらご記入ください。
（主なものを抜粋）

- ・現在は両親が毎日生活を援助しているが高齢のため心配しています。いずれ、福祉サービスをお願いしたいと思っています。今は週１回福祉センターでの「点字教室」に通っています。
- ・女性の社会復帰ができるようになってきた世の中ですが、やはり障害の子を抱えていては時間的制約があり、限られてしまいます。午後４時以降預かっていただけるサービスがあると嬉しいです。
- ・令和４年１１月より介護保険制度に切り替えたため、障害福祉サービスを受けていない。両制度の併用の必要性があったが、前例が無いとの理由で適用されなかった。前例に捉われずに市民のためにより良い制度や仕組みを作っていくのも行政の責務と考えます。
- ・入所施設に入る時など、今とかわらない状態で出会った方々と別れる事なくつながっていけるといいと思います。医療もありの施設、親なきあとも安心なのではないかと思います。自宅の近くにあるといいです。
- ・家族が特定難病です。毎年の手続きが正直大変です。本人や家族の各種手続きがもう少し軽減するよう御検討頂ければ幸いです。

② 18歳未満対象調査

問12 お子様は次のサービスを受けていますか。

回答者数 = 160

児童発達支援（未就学児の発達訓練）

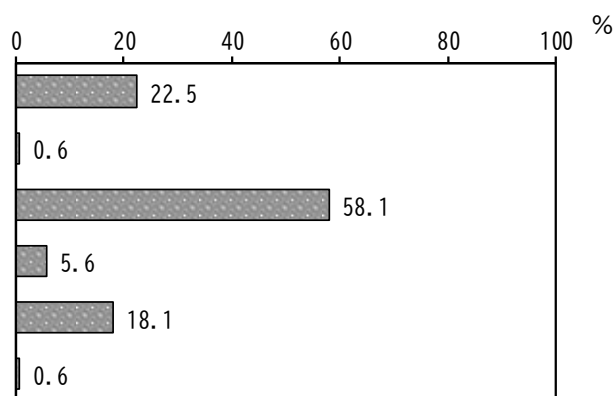
医療型児童発達支援（児童発達支援に加えて医療スタッフによる支援）

放課後等デイサービス（就学中の児童の生活能力向上のための訓練等）

保育所等訪問支援（支援員が保育所等を訪問して集団生活に適應させるための支援）

「児童発達支援」～「保育所等訪問支援」のサービスは受けていない

無回答



問12-1 そのサービスにどれくらい満足していますか。

（問12で「サービスは受けていない」以外に回答をした人が対象）

回答者数 = 130

満足

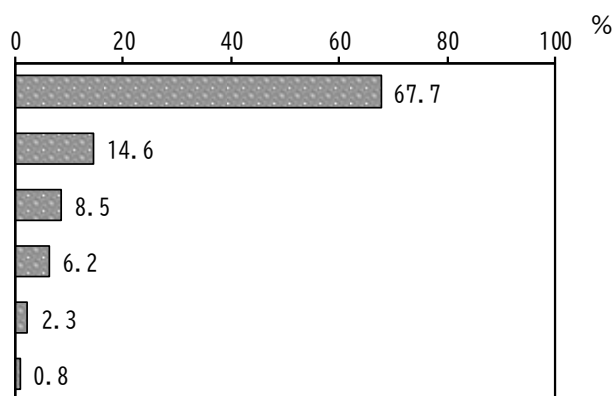
少し満足

どちらともいえない

少し不満

不満

無回答



問12-2 そのサービスに不満な理由は何ですか。（複数回答可）

（問12-1で「少し不満」又は「不満」に回答した人が対象）

回答者数 = 11

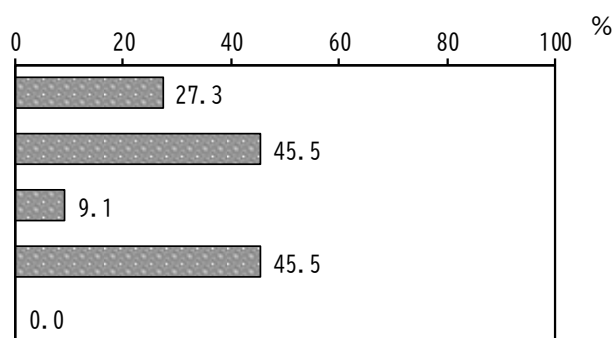
必要なサービスが足りない

開所時間が短い

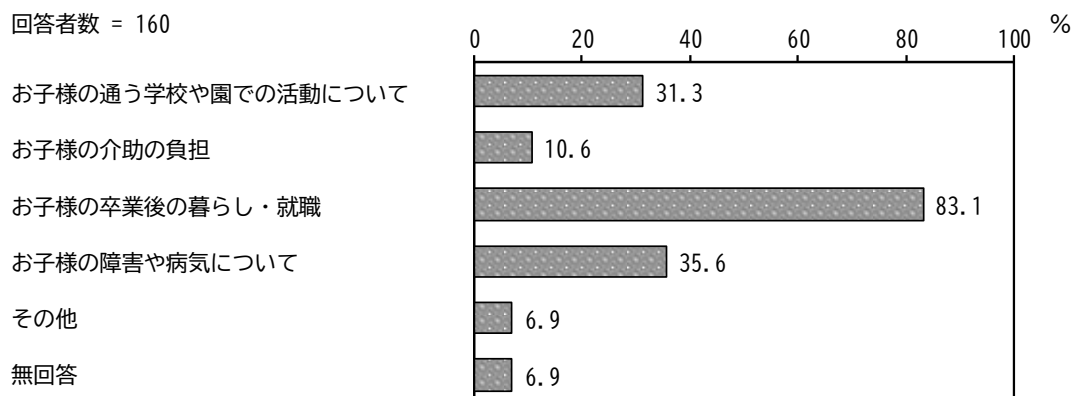
スタッフがよく変わる

その他

無回答



問14 現在不安なことや困っていることはありませんか。(複数回答可)



問18 最後に、障害児福祉へのご意見・ご要望がございましたらご記入ください。
(主なものを抜粋)

- ・ 高校生までは、放課後デイなど充実したサービスを受ける事ができ感謝しています。ただその後がない為、不安を感じる。将来に向けて、自立する為の訓練の場が欲しい。短期入所なども、限られている為、利用したくてもできない。親から離れ、生活するということを練習し経験をかせねて、自立に向け自信をつけるような場所、サービスを望んでいます。
- ・ 学校に通学するのにあたり、毎日の送迎が必須となり、仕事を継続するのが難しくなっています。障害のある子の親でも、社会へ出たい、将来の生活資金を貯めたい、普通の事が介護等の時間の制約でできないのが現状です。どうか、そういった事にも、福祉サービスが利用できるようにして頂きたいです。
- ・ 安城市は手厚いので助かっています。息子は手帳がほしいですがもらえない状況です。他市では手帳がないと支援級にいけないところもあるようです。グレーゾーンの子も福祉サービスを受け続けられるようお願いします。
- ・ 兄弟児に対してのケアがいきとどいてない気がします。自分自身も兄弟児だったので、昔とあまり変わらない現実にモヤモヤしています。障害児に福祉が十分にいきとどいていればヤングケアラーも減るかもしれません。
- ・ 我が子は支援級から支援学校高等部に進むことができましたが、支援級で9年過ごした子が、望んでも支援学校に入学できないケースが多くあることに不満を感じます。ボーダー児へのケアも重視してほしいです。

Ⅱ 4 関係団体等懇話会で出された意見

令和5年（2023年）1月31日に関係団体等懇話会を開催しました。関係団体等懇話会は、市内の障害当事者団体、家族団体、障害福祉サービス事業者、障害福祉ボランティア団体及び特別支援学校が集まって本市の障害福祉について意見交換する場です。この懇話会では、本計画策定について事前に提出していただいたヒアリングシートをもとに意見交換をしました。その主なものを紹介します。

（１）相談支援体制について

- 団体の活動に対する相談先として、行政機関や関係団体・機関との連携を図っていますが、相談する場がない団体もあり、連携体制の強化が求められる。
- 学齢期を終えた障害者と家族に対しては、新しい制度や支援内容などの情報提供の体制が十分でない。また、縦割りの行政組織のため、課などの枠を超えての情報や相談の共有が難しい状況である。
- 相談支援を行うスタッフが少ないため、多くの利用者を抱える場合があり、相談支援業務が負担となり、離職につながっている場合もある。相談業務では経験と高いスキルが求められるが、業務過多の状態が続いており、担い手が少ない状況であり、処遇の改善等が必要である。
- 利用者が、誰にどのように相談したらいいのかわからない状況がある。また、主な相談相手が家族である場合も多く、親亡き後に不安を感じる。さらに、窓口まで来ない人や来れない人もおり、アウトリーチ的な相談支援も必要である。
- 数回の相談で解決しない問題が多く、当事者と行政、相談員、関係機関などが検討できる場が必要である
- 聴覚障害者（補聴器・人工内耳）の相談できる場所がない。
- 聴覚障害者の声は市役所に届きにくい。また、情報の格差故に問題を問題と感じていない人もいるため、支援してほしい。

（２）サービス利用について

- 医療的ケアの必要な人に対しては、その人に応じたサービス利用ができるよう事業所の増加や医療的ケアの必要な方の送迎等の支援が必要である。
- 学齢期までは学校や保健センターなどからの情報提供や相談支援があるが、卒業後は、情報収集は個人任せになっており、情報へのアクセシビリティの保障の格差が実際のサービス利用の格差につながっていることが懸念される。

- 移動支援については、バスの運行の拡充やタクシー券の拡充、送迎サービスや公共交通機関の充実等が求められている。
- 最近、障害の重度化が進み、個別対応が必要な方が増えている。特別支援学校では、生徒8人に対し職員3、4名の体制であるが、施設ではそれだけの配置は難しい。
- 障害のある人が、地域生活の定着を進める必要があり、重度訪問介護の事業所が市内に必要である。事業所が重度訪問介護に参入できるよう支援が必要である。
- 入所施設からの地域移行を進める中で、指定特定相談支援や障害児相談支援事業の需要はあるが、相談支援事業所や相談支援専門員が不足している。
- 強度行動障害の方の利用できるサービスが少ない。送迎が必要な方が増えてきていて、難しくなっている。
- 介護保険適用外の障害のある方で、65歳以上の方の日中活動の場及び生活の場が必要である。
- 新たなサービス創設以前に、情報提供の窓口と情報提供のための手段の提供（アクセスしやすい情報拠点の整備、デジタル手続きの講習会の開催など）が必要である。
- 共生型サービスの展開を官民協働で検討してほしい。
- 就労継続B型事業と生活介護事業の併用利用ができるようになるとよい。
- 当事者やその家族等の居場所やグループホーム等を充実してほしい。

（3）療育・教育・就労について

- 指導者によって子どもの精神状態に大きな差があったり、障害についての知識が十分でない場合もある。障害児に対応する教員数が不足しているため、十分なケアが受けられない状況である。
- 虐待防止も意図して、事業所が善意で障害児と家族の生活の大半を支えていても、結果として障害児の家庭での居場所がなくなったり、家族の障害理解を阻害したりしていたら、学齢期後に家族が障害児と向き合えるのか心配です。家族が障害を理解し、家族として時間を共有する中で障害児をサポートできるよう、支援する体制を作り、両輪の支援で支える必要がある。
- 学校や放課後デイなど個別対応が進む中で、施設での集団生活に馴染めない人が増えてきています。また、就園移行、就学移行時に学校側、保護者側、事業所側との認識のずれが大きい場合がある。関係機関の連携体制の構築や強化が必要である。
- 就園先、就学先の環境のばらつきが大きいため、園、学校選びに苦勞し、保護者が疲弊してしまう場合がある。インクルーシブ教育の環境の充実が必要である。

- 障害者の就労先の職種が限定的である場合が多く、合理的配慮や障害特性に合った職場環境の提供が求められる。
- 障害者雇用は、正社員での募集が非常に少なく、フルタイムのパートが多い。また、精神障害者の就労が進んでいなく、障害のある人の雇用機会の拡充が必要である。
- 障害のある人の一般就労するために必要なこととして、一般企業の方は、障害特性に応じた支援のあり方の理解が必要であり、障害のある方は、一般企業から求められていることを理解できることが必要である。また、体験就労の機会の充実や、実際に現場に入っの支援（ジョブコーチなど）等が必要である。
- 社会情勢の厳しさで離職して、高度な社員教育を受け続ける機会を失った人やデジタル社会に自信を持って適応しづらい人も多い状況であり、早期のリカレント教育が有効であり、情報提供が必要である。

（４）障害のある人への理解、偏見や差別について

- 難聴者・中途失聴者などさまざまな障害のあることを知らない人が多く、より一層障害への理解の促進が必要である。
- 障害のある人の家族に対して配慮が必要だと思うことについて、障害に関わらず、すべての人に思いやりを持った配慮を考えてほしく、ユニバーサルデザインの考え方の浸透が必要である。また、相談できる場所の充実が必要である。

（５）障害のある人が地域で暮らすための支援や施策について

- 自ら福祉サービスを求めることが難しい障害のある人へのアウトリーチ的な支援が必要である。また、地域につながって生活していくため、グループホームを充実させてほしい。
- 障害のある人やその家族に対する相談支援の充実や、福祉団体、保健所、社協、医療機関、行政等横の連携による支援体制が機能する仕組づくりが必要である。
- 地域で障害のある人が自立して生活していくため、家族亡き後も考えて、定期的なカウンセリングや相談支援できる場や機会の充実が望まれる。

5 前計画の成果目標の達成状況

		令和元年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	目標値
入所施設からの地域生活移行者数累計		0人	1人 (累計)	6人
施設入所者数		85人	80人	83人以下
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討		1回	1回	年1回以上
年間 一般 就労 移行 者数	就労継続支援A型	6人	15人	8人
	就労継続支援B型	1人	2人	3人
	就労移行支援	16人	18人	21人
	生活介護	0人	0人	0人
	自立訓練	0人	0人	0人
児童発達支援センターの設置数		1か所	2か所	1か所以上
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		構築済 (1か所)	構築済 (4か所)	体制構築
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置数		4か所	5か所	1か所以上
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置数		2か所	2か所	1か所以上
医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置		1か所	1か所	1か所以上
医療的ケア児等コーディネーターの配置数		3人	8人	配置有
総合的・専門的な相談支援の実施及び 地域の相談支援体制を実施する体制の確保		実施	実施	実施
愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る 研修への参加		実施	実施	実施
関係事業所等との審査支払に係る分析結果の共有		実施	実施	実施
一般就労への移行者のうち 就労定着支援事業の利用者数の割合		算定なし	2割	就労定着支 援事業所を 利用する者 が7割以上
就労定着支援事業所のうち 就労定着率が8割以上の事業所		就労定着支 援事業所が ない	就労定着支 援事業所が ない	事業所全体 の7割以上

Ⅵ 市の障害福祉サービス等に係る施策の課題

(1) 8050問題

引きこもり等経済的自立のできない人を高齢の親が支えるいわゆる8050問題は、介護が必要な障害のある人を抱える世帯にもあります。親が介護負担をできなくなり、子の自立が課題となるケースが増えています。親が元気なうちから障害のある人が地域からの支援を受けながら地域で生活できる場の準備をしていく取組の重要性が増しています。

(2) 外出支援

障害福祉アンケート問12「あなたはどの程度外出しますか」の回答は、「月に数回外出する」11.8%、「めったに外出しない」7.8%、合わせて19.6%あります。6年前のアンケートと比較すると、「月1～3回」6.4%、「年に数回」3.4%、「ほとんど外出していない」2.7%、合わせて12.5%あり、外出頻度が少ない人が増加しています。新型コロナウイルス流行の影響もあるかもしれません。障害のある人の社会参加を増やすために、地域での交流の機会を増やしたり、移動支援などの外出を支援するサービスを充実させる必要があります。

(3) 介護員不足

自立支援協議会や関係団体等懇話会において、介護員が不足しているという声をよく聞きます。特に、移動支援や訪問入浴のサービスを利用したくても介護員の都合がつかずに利用できない時が多いという声が多いです。実際に介護員不足を理由に閉鎖される事業所も出ています。

(4) 相談支援専門員不足

計画相談件数が右肩上がり増加しているのに対し、サービス等利用計画書を作成する相談支援専門員数が横ばいで増えていません。一人で多くの要支援者を抱え、十分な相談ができないことも危惧されます。

(5) 重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れ可能なグループホーム不足

グループホームは施設数・利用者数共に伸びていますが、重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れられるグループホームは少ないです。入所施設からの地域移行を進めるため、また、精神病床からの地域移行を進めるため、その受け入れ先として重度障害のある人又は精神障害のある人を受け入れ可能なグループホームを増やす必要があります。

(6) 強度行動障害のある人とその家族への支援体制

強度行動障害のある人はその特性から受け入れ先が見つかりにくく、家族の負担が大きいです。また、支援に当たる介護員の負担も大きいです。強度行動障害のある人への支援には高い支援力が必要であり、支援体制の構築が求められています。

(7) 急増する障害児通所支援の質の確保

放課後等デイサービス、児童発達支援等の利用者は、発達障害のある子ども等の早期発見・早期療育のため、近年右肩上がりで増え続けており、それに合わせて、その事業所も急増しています。そのため、質の低下が懸念され、質の確保が課題となっています。

(8) 就労支援の充実

障害者雇用率は、民間企業については令和5年度は2.3%以上、令和6年度は2.5%以上、令和8年度は2.7%以上とすることが義務付けられています。愛知県内の民間企業では、令和4年6月1日現在で2.19%であり、全国平均の2.25%よりも低いです。就労は自立した生活の基盤になるとともに、生きがいや社会参加にもつながります。合理的配慮や仕事の切り出しによって就労できる人は多くいますので、就労移行支援等の充実、民間企業への働きかけ等の施策が求められています。

(9) 家族支援の充実

障害福祉サービス等は質量ともに充実してきてはいるものの、障害のある人への介助を家族に頼っている世帯はまだまだ多いです。在宅介護を支える家族が介護から一時的に離れ心身ともにリフレッシュする機会を得られるようにしたり、相談の機会や家族同士の交流の機会を創出することが求められています。

